# KUSHIRO SHINKIN DISCLOSURE 2026

## 釧路信用金庫の現況

令和７年４月１日～令和８年３月31日



# ごあいさつ
## MESSAGE

平素より釧路信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

地域の皆さまに、当金庫の事業内容や現況をご理解いただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度における国内経済は、円安による物価上昇や外需の弱さなどの不安定要素に直面したものの、賃上げ効果の浸透による個人消費の持ち直し、半導体復権を担う国策企業ラピダスの試作ライン稼働などによる企業の旺盛な設備投資、20年振りに日本で開催された「大阪・関西万博」の効果による観光需要の回復など、内需主導により国内経済は緩やかな回復を続け、2月には日経平均株価が5万8千円台を記録いたしました。

管内におきましては、エネルギーや原材料価格の高止まりと慢性的な人手不足により、幅広い地域事業者に影響があったものの、観光需要の底堅い推移や日本製紙釧路工場跡地における複合商業施設の開業などのほか、令和9年7月の開院に向けた市立釧路総合病院の建設工事の本格化、令和10年1月に供用開始の見通しが立った弟子屈町複合型地域観光交流拠点施設など、将来の地域経済・社会における明るい話題も数多く見られました。

このような情勢の下、我々にとっての哲学であり信念でもある「この地域(まち)を愛し豊かな未来(あす)を創造します。」という経営理念のもと、地域全体が成長する環境を作り、課題解決と企業価値向上を図るパートナーとして、単なる「資金の貸し手」を越えた役割を果たし、地域金融力をいかんなく発揮することで、金融を通じて「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献していくという強い意志のもと、次の100年に向けて取組んでまいります。

さらには、持続可能な社会づくりに貢献していくための人材育成に努めると同時に、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の強化により、存在価値の向上と強固な経営基盤を確立し、地域とお客さま、金庫と役職員の幸福と成長につなげ、豊かで明るい未来(あす)を築きあげることを目指して業務運営を展開してまいります。

今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月



理事長
森村 好幸

# 目　次
## INDEX


経営理念・基本方針・金庫の概要……1
令和7年度事業概況……2～3
釧路信用金庫と地域社会……4～5
利用者保護への取組み……6
当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要……7
リスク管理態勢……8
コンプライアンス態勢……9～10
地域金融円滑化に係る取組み……11
中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組み状況……12～13
釧路しんきんのSDGsに関する取組み……14～15
人材育成……16
釧路しんきんのトピックス……17
当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内……18
主な手数料一覧……19
主な商品のご案内……20
当金庫のあゆみ……21
店舗一覧・地区一覧……22～23
組織・機構～役員～……24
組織・機構～組織図～……25
総代会等に関する情報開示……26～27
資料編……28～40
当金庫の自己資本の充実の状況等……41～52
不良債権等への対応……53
信用金庫法施行規則に基づく開示項目……54


＃笑えるくらい涼しいまちフォトコンテスト【最優秀賞】佐薙 伽奈 様

# 経営理念・基本方針・金庫の概要

## 経営理念

### この地域を愛し豊かな未来を創造します。

これは、私たちの哲学であり、思想です。釧路信用金庫は、この地域の人たちの相互扶助精神のもとで生まれ育まれた金融機関です。

私たちは、故郷であるこの地域を心から愛し、地域の発展とそこに住む人達の心豊かな未来のために、奉仕を続けることが使命であることを表しております。

## 基本方針

○質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。

○業績の向上に努め、健全で信頼される金庫を創ります。

○確かな能力と豊かな人間性を兼ね備えた、創造的な人材を育成します。

○生きがいのある職場を創り、職員の幸せと夢を育てます。

## 金庫の概要

（令和8年3月31日現在）

名　　称 ／ 釧路信用金庫

本店所在地 ／ 〒085-0015
釧路市北大通8丁目2番地
TEL 0154-23-0111

創　　立 ／ 大正14年5月

店　舗　数 ／ 18店舗

会　員　数 ／ 14,950人

出　資　金 ／ 720百万円

預　　金 ／ 271,040百万円

貸　出　金 ／ 131,596百万円

職　員　数 ／ 151人

## シンボルマーク

輪の中に、地域のシンボルである丹頂をデザイン化したもので、輪は地域とのふれあい、親しみの輪、円満を、丹頂は大空に向かって力強く、大きく飛翔する姿を表し、地域と共に大きく躍動、躍進する姿を表現したものです。

# 令和７年度事業概況

## 事業の方針および金融経済環境

令和7年度は、創業100周年となる記念すべき節目の年度として、また中期経営計画「釧路しんきん“未来（あす）への礎（いしずえ）”2024～存在価値の向上と強固な経営基盤の確立～」の中間年度として、「存在価値の向上」、「強固な経営基盤の確立」、「持続的な人的基盤の確立」の3つの柱を基本方針と定め、事業を展開してまいりました。

中核事業としての金融支援は勿論、スタートアップのための創業支援、専門機関と連携した事業承継やM＆A支援など、お客さまが直面している経営課題の解決に向け、裾野を拡大した本業支援に取組みました。また、WEB完結型ローンのチャネル充実やニーズが高い住宅ローン商品の取扱い、営業店窓口支援システムやマルチドキュメントスキャナの有効活用、各種業務のデジタル化によるペーパーレス化など、お客さまサービス向上と業務効率化につながる取組みを推進したほか、地域の金融インフラ維持を目的として、昨年11月に弟子屈支店をリニューアルオープンいたしました。

持続可能な地域社会づくりへの貢献としましては、創業100周年記念事業の取組みも相まって、地域の文化振興を目的とした札幌交響楽団定期演奏会における特別演目「ボレロ」の演奏や文化講演会の開催、DX・GX分野としての「AI・ロボットイベント」や「デコ活くしろ企業向け脱炭素セミナー2025」の開催、さらには長期滞在者や二地域居住者の誘致を目的とした「夏　涼しいまち　釧路」観光応援団事業としての「＃笑えるくらい涼しいまちフォトコンテスト」の開催などのほか、「大阪・関西万博の旅」や創業90周年記念事業にて実施した「タイムカプセル開封式」、「100の地域貢献活動」の実施など、地域とお客さまに対して100年もの長きにわたり歴史を積み重ねることができた感謝の気持ちを伝えるため、地域におけるまちづくりへの取組みを積極的に展開いたしました。

令和7年度における国内経済は、円安による物価上昇や外需の弱さなどの不安定要素に直面したものの、賃上げ効果の浸透による個人消費の持ち直し、半導体復権を担う国策企業ラピダスの試作ライン稼働などによる企業の旺盛な設備投資、20年振りに日本で開催された「大阪・関西万博」の効果による観光需要の回復など、内需主導により国内経済は緩やかな回復を続け、2月には日経平均株価が5万8千円台を記録いたしました。

管内におきましては、エネルギーや原材料価格の高止まりと慢性的な人手不足により、幅広い地域事業者に影響があったものの、観光需要の底堅い推移や日本製紙釧路工場跡地における複合商業施設の開業などのほか、令和9年7月の開院に向けた市立釧路総合病院の建設工事の本格化、令和10年1月に供用開始の見通しが立った弟子屈町複合型地域観光交流拠点施設など、将来の地域経済・社会における明るい話題も数多く見られました。

金融経済環境におきましては、一昨年3月の日本銀行によるマイナス金利の解除後、同年7月に利上げが実施され、さらには昨年1月と12月における追加利上げにより、「金利のある世界」が本格的に到来し、日本経済は「金利」、「賃金」、「物価」の全てが上昇となる、新たな経済サイクルが回り始める大きな変化が見られました。

## 業 績

預金につきましては、「金利のある世界」が到来したことに加えて、創業100周年記念特別金利定期預金「メモリアル」と「メモリアルⅡ」の発売により個人預金が増加、また法人預金と公金も順調に推移したことにより、期末残高2,710億40百万円（前年度比87億80百万円増、3.34％増）となりました。

貸出金につきましては、コロナ関連融資である「ゼロゼロ融資」や地方公共団体向け融資は減少となりましたが、不動産関連融資や設備資金、住宅ローンを主体とした個人ローンが堅調に推移したほか、積極的な金融支援と非金融支援を展開した結果、期末残高1,315億96百万円（同比59億29百万円増、4.71％増）となりました。

収益面につきましては、貸出金利息収入と有価証券等収益の増加により経常収益43億95百万円（同比8億86百万円増、25.25％増）、預金利息や人件費の増加のほか、創業100周年記念事業費用により経常費用32億75百万円（同比5億33百万円増、19.44％増）となりました。この結果、経常利益は11億19百万円（同比3億52百万円増、46.05％増）、旧弟子屈支店の減損損失などの特別損失58百万円を計上しましたが、当期純利益6億82百万円（同比2億11百万円増、44.88％増）が確保され、対前年度増収増益となりました。

**◎最近5年間の主要な経営指標の推移**

| | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 千円 | 2,740,275 | 2,790,359 | 3,315,089 | 3,508,942 | 4,395,147 |
| 経常利益 | 千円 | 198,563 | 388,749 | 854,468 | 766,479 | 1,119,455 |
| 当期純利益 | 千円 | 219,343 | 248,927 | 344,519 | 471,204 | 682,695 |
| 出資総額 | 千円 | 712,603 | 723,012 | 722,598 | 722,735 | 720,578 |
| 出資総口数 | 口 | 1,398,817 | 1,446,024 | 1,445,196 | 1,445,471 | 1,441,157 |
| 純資産額 | 百万円 | 9,552 | 8,971 | 9,247 | 7,306 | 6,537 |
| 総資産額 | 百万円 | 277,363 | 280,359 | 280,208 | 276,345 | 281,674 |
| 預金積金残高 | 百万円 | 254,391 | 256,872 | 260,178 | 262,259 | 271,040 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 109,512 | 114,042 | 119,002 | 125,666 | 131,596 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 67,870 | 67,872 | 71,340 | 68,955 | 66,323 |
| 単体自己資本比率 | % | 11.73 | 11.84 | 11.32 | 11.28 | 11.36 |
| 出資１口当たり配当金 | 円 | 15 | 15 | 15 | 15 | 20 |
| 役員数 | 人 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| うち常勤役員数 | 人 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 職員数 | 人 | 157 | 152 | 149 | 150 | 151 |
| 会員数 | 人 | 14,924 | 14,850 | 14,756 | 14,847 | 14,950 |

## 事業の展望および当金庫が対処すべき課題

地域経済におきましては、緩やかな回復が見られたものの、地域における少子高齢化や労働人口の減少、物価高や人手不足など、事業者が直面する課題は依然として山積しており、経営環境の本格的な回復に至るまでには今しばらく時間を要することが予想されます。また、中東情勢の不安定化によるエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱、金利や為替相場の変動、さらには金融政策の枠組みの見直しなど、地域事業者や金融機関を取り巻く営業環境は、引続き予断を許さない状況となることが予想されます。

このような、社会・経済環境ではあるものの、地域全体が成長する環境を作り、課題解決と企業価値向上を図るパートナーとして、単なる「資金の貸し手」を越えた役割を果たし、地域金融力をいかんなく発揮することで、金融を通じて「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献していくという強い意志のもと、次の100年に向けて取組んでまいります。

さらには、持続可能な社会づくりに貢献していくための人材育成に努めると同時に、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の強化により、存在価値の向上と強固な経営基盤を確立し、地域とお客さま、金庫と役職員の幸福と成長につなげ、豊かで明るい未来を築きあげることを目指して業務運営を展開してまいります。

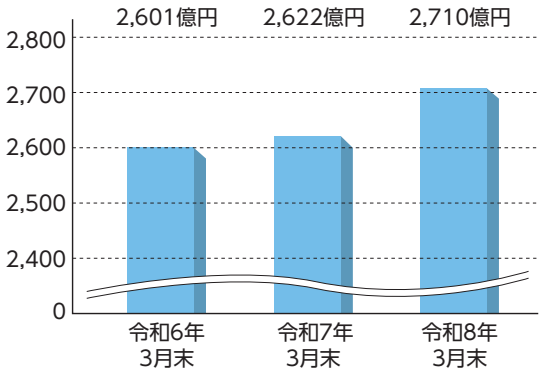
# 業績の概要

### 預金積金推移

**預金積金 2,710億40百万円**

令和8年3月末の総預金は、2,710億40百万円となり、金額では対前年度比87億80百万円の増加、年間増加率は3.34%と堅調に推移しております。

詳しくは4ページをご覧ください。

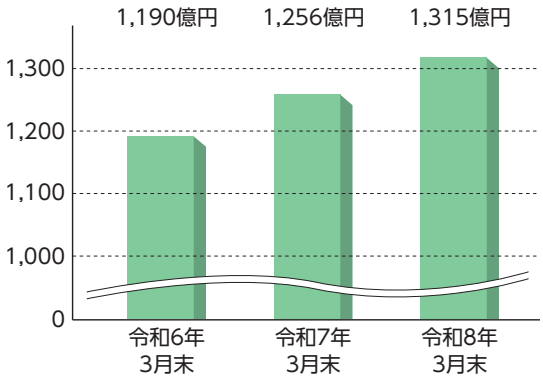



### 貸出金推移

**貸出金 1,315億96百万円**

令和8年3月末の総貸出金は、1,315億96百万円となり、金額では対前年度比59億29百万円の増加、年間増加率は4.71%となりました。

詳しくは5ページをご覧ください。



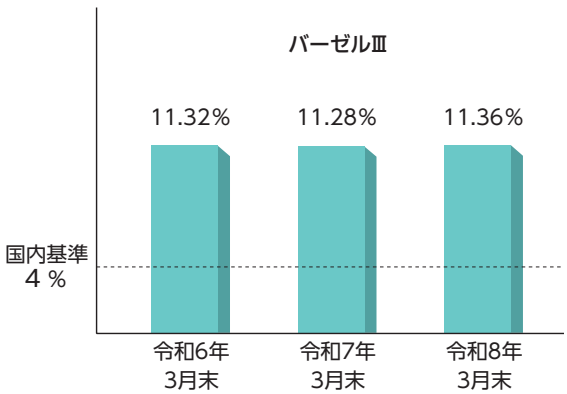

### 自己資本比率推移

**自己資本比率 11.36%**

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和8年3月末の自己資本比率は11.36%と国内基準はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

詳しくは41～52ページをご覧ください。



# 釧路信用金庫と地域社会

## 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、釧路・十勝地区を事業区域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、「この地域（まち）を愛し豊かな未来（あす）を創造します。」という経営理念のもと、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

※計数は、令和8年3月末現在のものです。




## 預金積金に関する事項

### ◆地域からの資金調達

**◎預金積金残高【2,710億40百万円】**

お客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。令和7年度におきましても、信用のバロメーターとも言える個人預金が1,762億円となりました。当金庫では、お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

今後も当金庫は、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努めてまいります。

なお、お取扱いしている主な商品については、本誌20ページをご覧ください。

## 今期決算に関する事項

徹底した内部経費の節減・効率化の推進を行う一方、不良債権処理を実施しました。令和7年度は、経常利益は11億19百万円、当期純利益は6億82百万円を計上する決算となりました。

また、自己資本比率は、11.36%と国内基準4%を大きく上回っております。なお、詳しくは本誌41～52ページをご覧ください。

**預金積金**
**出　資　金**
**720百万円**

釧路しんきん

常勤役職員数　157人
店　舗　数　18店

## 貸出金（運用）に関する事項

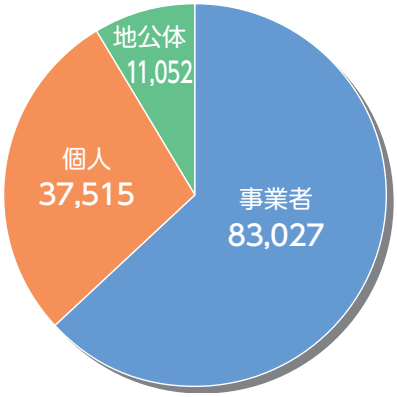
### ◆地域への資金供給の状況

#### ◎貸出金残高【1,315億96百万円】

当金庫では、地域の皆さまからお預かりしたご預金を、地域の皆さまの発展にお役に立つよう、幅広くご融資することで、地域社会へ還元しております。預貸率（預金残高に占める貸出金残高の割合）は、期末値48.55%、期中平均値45.20%となりました。

なお、お取扱いしている主な商品については、20ページをご覧ください。

■貸出金残高構成
（単位：百万円）




## 貸出金以外の運用に関する事項

#### ◎有価証券残高【663億23百万円】

当金庫は、お客さまのご預金をご融資による運用の他に、有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、国債等を中心に各種のリスクに配慮した安全な運用に努めております。

預証率（預金残高に占める有価証券の割合）は期末値24.46%となりました。

## お取引先への支援

当金庫には、中小企業、個人事業主の方を対象としたお取引先相互の親睦交流の場として「愛信会」があります。経済情報の提供やお客さま同士の情報交換による取引促進など、お客さま相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、農業経営アドバイザー等の資格を有する職員を擁しており、お客さまへの情報サービス、相談業務等にお応えしております。

**令和7年度**
**地域密着型金融の取組状況**

につきましては、当金庫ホームページ

**https://www.shinkin.co.jp/kushiro/**

に掲載しております。

# 利用者保護への取組み

## 顧客説明態勢および相談・苦情等への対応について

当金庫は、ご利用頂くお客さまを保護するため、ご説明を要するすべての取引や商品の内容につきましては、お客さまのご理解やご経験およびご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行っております。

1. 与信取引につきましては、ご契約内容等のご説明およびお客さまのご理解とご納得を得たご契約意思の確認を周知徹底しております。
2. 預金等の受入れにつきましては、ご契約内容等を記載した「商品概要説明書」等を店頭やロビーに備え置きし、適切な情報提供や預金保険制度等の重要事項についてのご説明を周知徹底しております。
3. リスク性金融商品につきましては、お客さまがその金融商品の仕組みやリスク等の重要事項を十分に理解するに足りるだけのご説明をするよう周知徹底しております。

お客さまからのご相談・苦情等につきましては、各店舗に設置の「お客さまの声ポスト」や、ホームページ上の「お問合せコーナー」等を通じて申し受けており、公平・誠実な対応と迅速な解決に取組んでおります。

## 利益相反管理態勢について

当金庫は、当金庫とお客さまとの取引に関して、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および利益相反管理方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

### 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
      ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
      ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
      ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
   (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
   (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
   (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等保護の観点から常務会直結の「個人情報保護管理委員会」を設け、当金庫役職員等における個人情報等保護の周知徹底を図っております。
2. 当金庫のパソコンに保存されるデータ等については、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）」に則りアクセスの管理・監視を実施しており、個人情報等の適切な管理と流出等の防止の徹底を図っております。
3. 郵便物等の発送・受領確認について検証方法の手順書を制定し、個人情報等の保護管理を徹底しております。
4. 個人情報等の「取得」「利用」「正確性の確保」「開示・訂正・利用停止」「安全管理」等に係る具体的な取組方針につきましては、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として、当金庫ホームページならびに各営業店の店頭にて公表しております。

# 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店または業務部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

| | |
|---|---|
| 釧路信用金庫 業務部 | e - mail：当金庫ホームページ「お問合せ」 |
| 住　　所：釧路市北大通8丁目2番地 | 投 書 箱：全店に「お客様の声ポスト」を設置 |
| T　E　L：0154-23-9020 | 受付時間：9時～17時（当金庫営業日） |
| F　A　X：0154-24-2707 | 受付媒体：電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談 |

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

| 名称 | 全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会） | 北海道地区しんきん相談所（一般社団法人北海道信用金庫協会） |
|---|---|---|
| 住　　所 | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 | 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5 |
| 電話番号 | 03-3517-5825 | 011-221-3273 |
| 受付日時 | 月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00 | 月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00 |
| 受付媒体 | 電話、手紙、面談 | 電話、手紙、面談 |

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

| 名称 | 東京三弁護士会 | | | 札幌弁護士会紛争解決センター |
|---|---|---|---|---|
| | 東京弁護士会紛争解決センター | 第一東京弁護士会仲裁センター | 第二東京弁護士会仲裁センター | |
| 住　　所 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒060-0001<br>札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階<br>札幌法律相談センター内 |
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 | 011-251-7730 |
| 受付日時 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>9:30～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>10:00～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>9:30～12:00、13:00～17:00 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>10:00～12:00、13:00～16:00 |

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所、または当金庫業務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（https://www.shinkin.co.jp/kushiro/）をご覧ください。

⑴現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、釧路弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

⑵移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

⑴営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

⑵苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

⑶苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。

⑷お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。

⑸紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

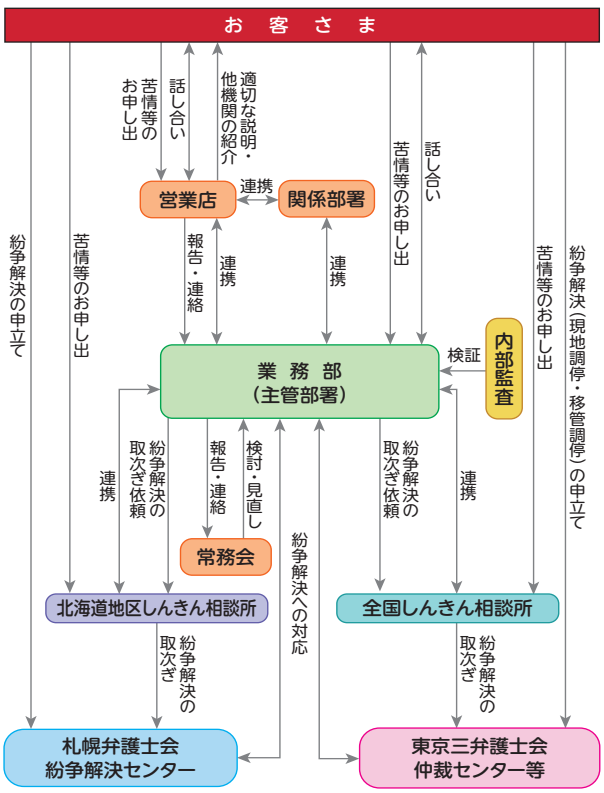
⑹お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

⑺苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しております。

⑻苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

⑼お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。

⑽苦情等への取組み体制



# リスク管理態勢

## リスク管理態勢について

金融の自由化、国際化および金融技術が急速に進展する中、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化、多様化しております。当金庫はリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクの正確な把握と適切なコントロールを基本方針に定め、リスク管理態勢の強化を図っております。

## 各リスクの管理方針

### ■ 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、内部・外部研修や審査トレーニーの継続的な実施、融資統合システムの導入などを行い、審査機能の強化に努めております。

### ■ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つのリスクを管理対象としております。

当金庫では、市場価格の変動に対して効率的かつ適切に対応するため、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節機能の充実・強化に取組んでおります。

### ■ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りができなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

資金繰り対策としては、資金証券部を資金繰り担当部署とし、日々の資金繰りを管理しており、市場流動性リスクについては市場リスクの中で管理しております。

### ■ オペレーショナル・リスク

#### 事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不祥事件等の発生により損失を被るリスクをいいます。

事務部および法務監査部（監査グループ）による営業店への定期的な臨店事務指導や、立ち入り監査・店内検査等を通して、事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

#### 法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

法務監査部（法務管理グループ）による、コンプライアンス委員会の定期開催等を通じ、法務リスク管理の強化に努めております。

#### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備あるいはコンピュータシステムが不正使用されること等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンピュータ事故防止対策としての安全対策を実施し、障害発生時の業務継続の対応策として「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

#### 風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から、金庫に対するお客さまからの信頼が悪化し有形無形の損失を被るリスクをいいます。お客さまからの当金庫に対する信頼を維持することが不可欠であるとの基本認識に立ち、風評リスクに対する管理を行っております。

# コンプライアンス態勢

## コンプライアンスに対する当金庫の方針

当金庫は「コンプライアンス」を「社会的規範や、様々な法令や規則等の厳格な遵守」として広くとらえ、その徹底を経営上の最重要課題として位置付けし、誠実公正な業務運営を行いながら、地域における企業の発展や、そこに住まわれる皆さまの生活向上に奉仕する社会的責任と公共的使命を全うしていくことを、常日頃より心掛けております。

## 当金庫のコンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部署としての「法務監査部（法務管理グループ）」は、コンプライアンス・マニュアルである「倫理綱領」の見直し、各種法令等への適合性検証（リーガル・チェック）、営業店への指導、研修の実施等を通じて、組織全体にコンプライアンスの浸透を図り、また、本部各部署および各営業店においては、コンプライアンスに係る「責任者（部店長）」および「推進責任者」を配置し、統括部署との連携を強め、日常の業務におけるコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と使命感に基づくコンプライアンス態勢の整備強化を図っております。

また、関係法令等を遵守することにとどまることなく、反社会的勢力との関係遮断や取引の排除、マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策、資産凍結等経済制裁の対応等、態勢を整え積極的に取組みを行っております。

## マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等という。」)の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、事務部を所管部署、事務部担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しております。

尚、当金庫はマネロン等の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の所管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時および顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、所管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

# 反社会的勢力への取組みについて

## 反社会的勢力に対する当金庫の基本方針

私ども釧路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 反社会的勢力の会員からの排除

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との関係遮断や取引排除の態勢整備が強く求められております。

当金庫においては、上記「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、さらに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除することとしておりますが、当金庫の会員制度においても「当金庫の会員となることができない者」、「総代会の決議により除名となることがある場合」を定款において定め、会員からの排除を行っております。

### Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
   (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
   (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
   (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
   (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
   (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

### Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込時に、「反社会的勢力ではないことの同意書」でしていただく、左記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

# 地域金融円滑化に係る取組み

## 地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るため、本基本方針および金融円滑化管理方針を理事会において決議し、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを定めるとともに、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者の任命および苦情相談窓口の設置を行っております。

(2) お客さまへのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成14年度に審査部内に「企業支援グループ」を立ち上げ、経営改善支援や事業計画策定等の支援機能のより一層の向上を図っております。

(3) 総務部においては、お客さまの事業価値を見極める能力を向上させる研修や勉強会を実施しております。

| 釧路信用金庫　ご相談窓口（業務部） | |
|---|---|
| 電話番号 | 0120-025-946 |
| 受付時間 | 9:00 ～ 17:00（当金庫休業日を除く） |
| e-mail | kushiro.eisui@kushiroshinkin.co.jp |

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 地域密着型金融に関する取組みについて

当金庫では「質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。」を基本方針の一つに掲げており、永年培われてきた当金庫の姿勢は、地域密着型金融の趣旨と相通じております。今後におきましても地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた地域密着型金融の諸施策を積極的に展開し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

※具体的な取組み内容はP12~13をご覧ください。

※「令和8年3月末現在における取組みはホームページ上に掲載しております。」
釧路信金ホームページURL　https://www.shinkin.co.jp/kushiro/

# 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組み状況

## 中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ）の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組合組織である当金庫にとって重要な社会的使命ですが、加えて経営課題を抱えたお客さまへの経営支援についても、信用金庫にとって重要な役割であると考えております。

この経営支援に関する取組み方針の詳細につきましては11ページをご覧ください。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

### 1. 当金庫の支援体制

当金庫は、地域金融円滑化のための基本方針を定め、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更のお申込み、経営相談等があった場合には、お客さまの抱えている課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取組んでおります。

平成24年11月5日付で中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受け、経営診断業務、事業計画策定・実行支援、経営改善計画策定・実行支援、国の認定制度（中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律等）の認定支援、販路拡大・マーケティング支援、創業支援、事業承継支援などの経営支援について、審査部企業支援グループを統括部署として、全ての本支店で相談を受け付けております。

また、より実効性のあるコンサルティング機能発揮のため、中小企業診断士4名、農業経営アドバイザー14名、FP2級取得者16名を営業店・本部に配置しております。

### 2. 地域課題である事業承継に対応した体制整備

事業承継支援体制を拡充し、地域課題である事業承継に対応するため、平成30年4月に一般社団法人しんきん支援ネットワークと業務提携契約を締結し、事業承継でお悩みのお客さまへ「事業承継個別相談会」を毎月開催しております。

## 中小企業の経営支援に関する取組み状況

当金庫は、中小企業のライフステージに応じて外部機関等との連携を図りながら、以下の経営支援に取組んでおります。

### 1. 創業期・新規事業開拓の支援

①創業期・新事業展開期においては、営業店と企業支援グループが一体となって事業計画の策定支援や販路拡大支援などを行っているほか、株式会社日本政策金融公庫と連携し、創業計画書の共有化や合同面談などのワンストップ対応に努めております。

②新事業展開時における各種補助事業等の申請支援や、公的機関の支援コーディネートにも積極的に取組んでおります。

【創業期・新事業展開期における支援実績】

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|
| 創業・新事業支援融資実績 | 57件/564百万円 | 52件/380百万円 | 53件/258百万円 |
| 業務提携先、専門家活用件数 | 117件 | 170件 | 132件 |
| 事業承継関連相談件数 | 55件 | 74件 | 70件 |

### 2. 成長段階における支援

販路拡大支援（商談会等）や新商品開発支援の取組みとして、昨年度は以下の取組みを行いました。

①令和7年11月3日・4日の2日間、北海道旧本庁舎(赤レンガ庁舎)広場において、北海道信用金庫協会主催のイベント、「しんきん赤レンガマルシェ2025」が初開催され、事業者とともに参加しました。
本イベントでは北海道の信用金庫が一同に会し各事業者の出店をサポート、地元でしか買えない逸品が勢ぞろいしました。当日の様子は、テレビでも放送され、晴天の休日、観光スポットということも相まって会場は国内外客で賑わうこととなりました。

②令和8年1月22日、釧路商工会議所と釧路市の3者連携事業の取組みで、「販路・磨き上げ研究会」を実施しました。
令和7年度の商談会では、都内や地場スーパー等の複数のバイヤーを招き、参加者は自社製品を持ち寄り試食を交えアピール、当金庫職員も同席し事業者とともに釧路の特色ある商品を訴えかけました。

### 3. 経営改善・事業再生等の支援

金融円滑化への適切な対応を行うため、営業店と企業支援グループが連携してお客さまの経営状況の把握を行うと共に、必要に応じて経営相談・経営指導等の経営支援活動に取組みました。

### 4. 事業承継支援、M&A支援

一般社団法人しんきん支援ネットワークと連携し、事業承継個別相談を開催し経営者の皆様の事業承継の準備やタイミング、後継者不在、第三者への事業譲渡、売却または買収など様々な相談に対応いたしました。またM&A支援については信金キャピタル株式会社と連携した支援も実施しております。

## 地域の活性化に関する取組み状況

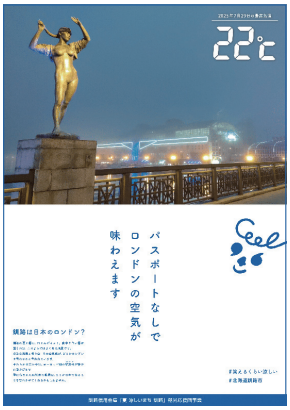
創業100周年記念「夏 涼しいまち 釧路」観光応援団事業として令和7年4月1日から9月30日まで「＃笑えるくらい涼しいまちフォトコンテスト」を開催し、316点もの作品を応募いただきました。

令和7年12月5日には審査会を開催し受賞作品10作品が決定、令和8年3月27日に表彰式を開催し、受賞の栄誉を称えると共に、当金庫オリジナルの「＃笑える くらい涼しい」ポスターをお披露目いたしました。

この取組みは、「夏 涼しいまち 釧路」観光応援団事業として実施しており、釧路の魅力を伝える地域活性化を目的とした活動の一環となります。






## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|
| 新規に無保証で融資した件数 | 1,244件 | 1,169件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 58.43% | 58.83% |
| 保証契約を変更・解除した件数 | 36件 | 28件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る） | 0件 | 0件 |

# 釧路しんきんのSDGsに関する取組み

## 釧路しんきんSDGs宣言

釧路しんきんでは、令和2年3月2日（月）、「釧路信用金庫は、『この地域を愛し 豊かな未来を創造します。』の経営理念のもと、地域貢献活動や地域行事への積極的な参加、地域やお客さまの課題解決支援の取組み等を通じて国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献してまいります。」という釧路しんきんSDGs宣言を発表し、下記のような取組みを実施しております。

## 釧路しんきんのSDGsに関する主な取組み

### ■「くしろ・みんなの環境展」の開催




釧路しんきんでは、令和5年12月に釧路市・釧路町と共同宣言した「デコ活」の取組みの一環として、令和8年6月7日にイオン釧路店にて「くしろ・みんなの環境展」を開催いたしました。

本イベントでは、子ども服の無料譲渡・無料回収、フードドライブや「ブルーカーボンお絵描き水族館」という子供向けイベントなど、環境を大事にすることをテーマに実施し860名の方々にご来場いただきました。



「くしろみんなの環境展」の様子

### ■ 金融教育講座の開講




釧路しんきんでは、適切な金融知識・経済観念を身に付けることの重要性を伝え、若年者が自らの身を守り、健全な社会生活の礎を築くお手伝いをしたいとの思いから、釧路管内の高校や短期大学、大学で「金融教育講座」を開講しております。令和7年度は、白糠高等学校で通常の講座のほかにマーケット・投資・資産運用の資産運用講座も実施いたしました。



白糠高等学校



弟子屈高校



釧路短期大学



釧路公立大学

## ■ 一店舗一貢献活動の実施




釧路しんきんでは「一店舗一貢献活動」を行っております。「一店舗一貢献活動」とは、営業店・本部が自主的に計画を立て地域や地域の皆さまに奉仕する活動で、地域のお祭りや行事等に積極的に参加しております。



啄木・雪あかりの町くしろ


白樺台花いっぱい運動



くしろウィンターパーク 2026

## ■ 釧路しんきん地域貢献表彰制度




本制度は、昭和60年より中小企業等の健全な育成と地域の豊かな未来づくりに貢献することを目的とし、地域社会の活性化を目指して活動している団体等に対し、表彰と副賞として報奨金を進呈する制度となっております。令和7年度は、3団体が地域貢献奨励賞を受賞いたしました。






# 人材育成

## 地域の皆さまから信頼される職員の育成

当金庫では、現場でのOJT指導、階層別・職能別の各種集合研修を通じ、高度な業務知識、ノウハウを身につけ、地域の皆さまから信頼される「信用金庫人」の育成に努めております。

### 新入職員研修



新入職員研修では、金融実務の基礎、ビジネスマナー、接遇応対、コンプライアンスなど、信用金庫人としての基本的な知識を身につけます。

### 各種課題解決支援研修



お客さまへの支援体制を一層強化するため、事業承継支援研修や創業支援研修等の実務に直結する研修を実施しております。

### 研修・勉強会



（認知症サポーター養成講座）



（若手融資渉外担当者研修）

多様化するお客さまのニーズに対応するため、窓口業務や事業性（事業価値）評価融資などの研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。

## 若手職員の声

### 渉外係　城山支店（令和8年6月30日現在）



令和5年度入庫 駿河台大学卒

私は現在、城山支店で渉外業務を担当しております。

日々のお客さま対応や訪問活動では、一人ひとりとの会話を大切にし、安心して相談いただける関係づくりを意識しながら業務に取組んでおります。

住宅ローンや事業性融資について、上司から指導をいただきながら、知識や実務経験を身につけております。お客さまごとに状況や課題はそれぞれ異なるため、金融知識だけでなく、相手の立場になって考える大切さを日々感じております。

釧路信用金庫には、相談しやすく支えてくれる職員が多く、周囲から多くのことを学べる環境にあります。これからも経験を積み重ねながら、地域のお客さまから信頼される職員を目指し精進していきます。

### 融資係　木場支店（令和8年6月30日現在）



令和5年度入庫 跡見学園女子大学卒

私は現在、木場支店にて融資業務を担当しております。

一般個人のローン相談から、事業性融資まで幅広く業務を行っております。人生の中でお金を借りる機会はそう多くありません。お客さまにとって不安の残らない有意義な機会となるよう、分かりやすく丁寧な応対を心がけております。

今後もお客さまに寄り添い、地域の身近な金融機関として、信頼のおける職員となれますよう日々精進して参ります。

# 釧路しんきんのトピックス

**令和7年4月**
- ●創業100周年記念「＃笑えるくらい涼しいまちフォトコンテスト」開催
- ●創業100周年記念特別金利定期預金「メモリアル」の発売開始
- ●創業100周年記念旅行　大阪・関西万博2泊3日の旅

**5月**
- ●創業100周年記念　釧路市への寄付金贈呈
- ●北洋銀行とのATM相互無料提携の実施

**6月**
- ●創業100周年記念　釧路町への寄付金贈呈
- ●創業100周年記念　鶴居村への寄付金贈呈
- ●創業100周年記念　弟子屈町への寄付金贈呈
- ●釧路市・釧路町と三者連携の取組みで「くしろ・みんなの環境展」開催
- ●第101期通常総代会開催
- ●美原支店詐欺被害未然防止の表彰



創業100周年記念旅行
大阪・関西万博2泊3日の旅

**7月**
- ●創業100周年記念　釧路公立大学への寄付金贈呈
- ●創業100周年記念　AI・ロボットイベント「Cool Tech Kushiro」の開催
- ●「夏　涼しいまち釧路」観光応援団事業　本店パネル展の開催
- ●創業100周年記念　第44回北海道小学生バドミントン大会釧根地区予選会　特別協賛



第101期通常総代会

**8月**
- ●創業100周年記念　「釧路小学校タイムカプセル開封式」開催
- ●弟子屈支店内に北洋銀行の共同窓口設置

**9月**
- ●創業100周年記念　大橋　史明写真展「春風にのって、汽車は湿原をゆく」本店営業部にて開催
- ●創業100周年記念　帯広市への寄付金贈呈
- ●創業100周年記念　札幌交響楽団第32回釧路定期演奏会への特別協賛と「ボレロ」の演奏
- ●日本政策金融公庫釧路支店・大地みらい信用金庫および釧路信用組合と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結

**10月**
- ●創業100周年記念式典・祝賀会の開催
- ●創業100周年記念特別金利定期預金第2弾「メモリアルⅡ」の発売開始
- ●創業100周年記念　白糠町への寄付金贈呈
- ●釧路市・釧路町と三者連携の取組みで「デコ活くしろ企業向け脱炭素セミナー」開催



釧路信用金庫創業100周年記念式典

**11月**
- ●「Hi-Co通帳」「ICキャッシュカード」の取扱開始
- ●弟子屈支店移転・オープン
- ●創業100周年記念　大橋　史明写真展「春風にのって、汽車は湿原をゆく」昭和支店ギャラリーにて開催

**12月**
- ●「早寝 早起き 朝ごはん」カレンダー表彰式開催

**令和8年1月**
- ●創業100周年記念　山口　牧子様　カレンダー原画展の実施

**2月**
- ●創業100周年記念　「文化講演会」を開催
- ●創業100周年記念　「今井　樹アート作品展」昭和支店ギャラリーにて開催

**3月**
- ●創業100周年記念　釧路しんきん防災講演会・展示会開催
- ●創業100周年記念懸賞金付き定期積金「未来への架け橋」の発売開始
- ●創業100周年記念「＃笑えるくらい涼しいまちフォトコンテスト」表彰式の開催


釧路信用金庫創業100周年記念
「文化講演会」

# 当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内

## 金庫の主要な事業内容

### 業務の種類

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
   (1) 債務の保証または手形の引受け
   (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）または有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
   (3) 有価証券の貸付け
   (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
   (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
   (6) 短期社債等の取得または譲渡
   (7) 次に掲げる者の業務の代理
   株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行 等
   (8) 次に掲げる者の業務の代理または媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
   イ　金庫（信用金庫および信用金庫連合会）
   (9) 次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
   イ　信金中央金庫
   (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
   (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
   (12) 振替業
   (13) 両替
   (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
   (15) 金融等デリバティブ取引（(5)および(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
   (16) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（左記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
   (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
   (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
   (3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
   (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。）
   (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 各種サービスのご案内

| 種　類 | 内容・特色 |
|---|---|
| キャッシュサービス | 当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、郵便局および全国の提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出し等がご利用いただけます。 |
| しんきんゼロネットサービス | 当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMでの入出金が一定時間内は手数料無料でご利用いただけます。 |
| 自動支払 | 公共料金、税金、各種クレジット代金等がご指定の預金口座から自動的に支払われます。 |
| 給与振込 | 毎月のお給料やボーナスが、ご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。 |
| ATM振込 | ATMで全国の金融機関へ簡単にお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。 |
| 年金自動受取 | 年金の支給日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品などがご利用いただけます。 |
| 自動振込 | 毎月決められた日に一定の金額を、お客さまの預金口座から自動的にご指定の口座へお振込いたします。家賃や月謝のお支払い、仕送りなどに大変便利です。 |
| 為替 | 全国の金融機関を結ぶオンラインにより、迅速で確実な振込や送金、手形・小切手等の代金取立ができます。 |
| 貸金庫・保護預り | 重要書類や貴重品などを安全に保管し、盗難や災害からお守りいたします。 |
| 夜間金庫 | お店の売上金などを営業時間外や休日にお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。 |
| インターネットバンキングサービス | インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。 |
| テレホンファクシミリサービス（アンサーシステム） | お客さまのファックスに、振込入金などのお取引内容を自動的にお知らせするサービスです。 |
| デビットカードサービス | お買物の際など、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。J-Debit加盟店でご利用できます。 |
| 公共債の窓口販売 | 国債の窓口販売を行っております。 |
| 損害保険の窓口販売 | 当金庫の住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とした長期火災保険・債務返済支援保険、標準傷害保険等をお取扱いしております。 |
| 生命保険の窓口販売 | ガン保険、医療保険、終身保険等をお取扱いしております。 |
| しんきん電子債権記録サービス | 手形・指名債権（売掛債権等）の問題を克服した新たな金銭債権です。 |
| お客さま相談室 | 専門知識をもった職員が、経営相談（補助金・事業承継・M&A）、相続、登記、年金などの相談に応じます。 |

※上記以外にも、様々なサービスがご利用いただけます。詳しくは本支店窓口にお問い合わせください。

# 主な手数料一覧

## 主な手数料一覧 （令和8年4月1日現在）

各手数料記載の金額には、10%の消費税が含まれております。

### 振込・送金手数料

| | 金額の区分 | | 窓口利用 | ATM利用 | | インターネットバンキング |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | キャッシュカード利用 | 現金振込 | |
| 当金庫同一店内あて | 振込1口につき | 3万円未満 | 220円 | 110円 | 110円 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 440円 | 110円 | 110円 | 無料 |
| 当金庫本支店あて | 振込1口につき | 3万円未満 | 220円 | 110円 | 110円 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 440円 | 110円 | 110円 | 220円 |
| 他金融機関あて | 振込（電信扱）1口につき | 3万円未満 | 660円 | 385円 | 440円 | 330円 |
| | | 3万円以上 | 880円 | 550円 | 660円 | 440円 |
| | 文書扱為替1口につき | 3万円未満 | 440円 | | | |
| | | 3万円以上 | 660円 | | | |
| 給与振込 | 振込1口につき | 当金庫あて | 無料 | | | 無料 |
| | | 他金融機関あて（内税単価） | 50円 | | | 無料 |
| 為替自動振込 | 振込1口につき | | ATM利用（現金振込）時と同額 | | | |

※視覚や手などに障がいがあり、ATM操作による振込が困難なお客さまは窓口にお申し出ください。
ATM利用（現金振込）時の手数料でご利用いただけます。（その際には、障がい者手帳にて確認させていただきます。）
※インターネットバンキングには、ファームバンキング、ホームバンキング、テレホンバンキングを含みます。
※ATM振込を、平日18時以降（当金庫口座からの出金を除く）・土曜日14時以降・日曜日・祝日に利用する際は、別途時間外手数料110円を申し受けます。

### 手形・小切手用紙代金

| | | |
|---|---|---|
| 約束手形帳 | 1冊（50枚） | 11,000円 |
| 為替手形帳 | 1冊（25枚） | 11,000円 |
| 小切手帳 | 1冊（50枚） | 11,000円 |
| マル専手形用紙 | 1枚 | 1,100円 |
| 借入専用手形用紙 | 1枚 | 880円 |

### 貸金庫利用手数料（年額）

本店・帯広西

| | |
|---|---|
| 1種 | 16,500円 |
| 2種 | 27,500円 |

愛国・昭和・帯広

| | |
|---|---|
| 1種 | 16,500円 |

### 各種証明書発行手数料

| | | |
|---|---|---|
| 残高証明書（当金庫制定様式） | 1通につき | 660円 |
| 残高証明書（監査法人等制定様式、当金庫制定様式以外） | 1通につき | 3,300円 |
| 融資証明書 | 1通につき | 11,000円 |
| 取引証明書 | 1通につき | 5,500円 |

### 再発行手数料

| | |
|---|---|
| 通帳<br>証書<br>CDカード | 1冊（枚）につき 1,100円 |

## ATM利用手数料 （令和8年4月1日現在）

| | 平日 | | 土曜日 | |
|---|---|---|---|---|
| 〈釧路しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ※ | 土曜日 14:00まで | 無料 | 土曜日 14:00以降<br>日曜・祝日 | 110円 |
| 〈他しんきん〉<br>〈北海道銀行〉のカードによるお引き出し<br>〈北洋銀行〉 | 平日 18:00まで<br>土曜日 14:00まで | 無料 | 平日 18:00以降<br>土曜日 14:00以降<br>日曜・祝日 | 110円 |
| 〈他金融機関〉のカードによるお引き出し | 平日 18:00まで<br>土曜日 14:00まで | 110円 | 平日 18:00以降<br>土曜日 14:00以降<br>日曜・祝日 | 220円 |

※お預け入れは、平日18:00までとなっております。なお、店舗によっては営業時間が異なりますのでご注意ください。

### その他手数料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自己宛小切手発行手数料 | 1枚につき | | 550円 |
| 夜間金庫使用手数料 | 1契約につき月額 | | 27,500円 |
| 夜間金庫専用入金帳代 | 1冊につき | | 5,500円 |
| キャッシュ・サービス利用手数料 | 他金庫・他行ネットサービス利用時1件につき | | 110円 |
| | 時間外利用時1件につき | | 110円 |
| テレホン・ファクシミリサービス（アンサーシステム）利用手数料 | 基本料月額 | | 1,100円 |
| 為替自動振込手数料 | 1契約につき | 契約時 | 1,100円 |
| | | 振込（1件あたり）ATM利用（現金振込）の手数料と同額 | |
| ファームバンキング手数料 | 1契約につき月額 | | 2,200円 |
| ホームバンキング手数料 | 1契約につき月額 | | 1,100円 |
| WEB－FB基本料 | 1契約につき月額 | | 2,200円 |
| WEBバンキング基本料 | 1契約につき | 月額・法人以外 | 無料 |
| | | 月額・法人 | 1,100円 |
| でんさいネット手数料 | 月額 | | 1,100円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 貯蓄預金スウィングサービス手数料 | 1回につき | | 110円 |
| 不動産担保設定手数料 | 非事業性 設定1回につき | | 22,000円 |
| 窓口両替手数料<br>金種指定払戻手数料（硬貨） | 1件につき | 1～20枚 | 無料 |
| | | 21～100枚 | 220円 |
| | | 101～1,000枚 | 330円 |
| | | 1,001～2,000枚 | 660円 |
| | | 2,001枚以上1,000枚毎 | +220円(加算) |
| 大量硬貨入金手数料 | 1件につき | 1～300枚 | 無料 |
| | | 301枚～1,000枚 | 330円 |
| | | 1,001枚～2,000枚 | 550円 |
| | | 2,001枚以上1,000枚毎 | +220円(加算) |
| 両替機利用手数料 | 1回につき | 1～20枚 | 無料 |
| | | 21～100枚 | 100円 |
| | | 101～1,000枚 | 200円 |
| | | 1,001枚以上 | 300円 |

# 主な商品のご案内

## お客さまのライフステージに合わせた多彩な商品をご提案致します

### 20代






- 普通預金
- 給与振込
- 公共料金自動振替
- クレジットカード
- インターネットバンキング
- マイカーローン

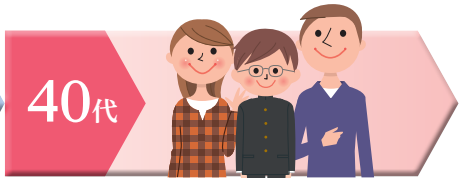
### 30代






- 定期積金
- 各種フリーローン・カードローン
- 職域サポートローン
- 住宅ローン
  - ・『RED』『GREEN』『BLUE』
- 火災保険

### 40代






- 教育ローン
  - ・『教育カードローン春いちばん』
  - ・『教育プラン』
- 標準傷害保険
- 医療保険/がん保険
- 債務返済支援保険
- 終身保険
  - ・『ふるはーとＦ』

### 50代






- 定期預金
- 無担保住宅ローン
- 個人向け国債
- 終身保険
  - ・『ふるはーとＪロードⅢ』

### 60代～






- 年金振込
- 年金受給者専用定期預金
  - ・『ふれ愛』
- 退職金専用定期預金
  - ・『セカンドライフ』
- 貸金庫
- 信託
  - ・『しんきん相続信託こころのバトン』
  - ・『しんきん暦年信託こころのリボン』

### 事業者のお客さま






- 納税準備預金
- しんきん電子債券記録サービス
- 事業性ローン
- 業務災害補償保険
- 火災保険
- 企業総合補償保険
- 国民年金基金

※上記のほか通知預金、各種財形預金等、様々な商品・サービスをご用意しております。
※商品ご利用にあたっての留意事項
信用金庫の商品・サービスは会員でない方もご利用いただけますが、ご融資の際にはご融資対象の限られるものや、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。また、年収や借入金の合計によって融資金額が制限される場合や、変動金利商品のように、お客さまの予想に反して金利が上下する商品、金利と別に保証料が必要な場合もございます。
※商品パンフレット等は掲載時点のものであり、最新の商品・サービスにつきましては当金庫の本支店の窓口にお問合せください。

詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。

## 当金庫のあゆみ

### ● 大　正

| | |
|---|---|
| 14年 5月 | 産業組合法による有限責任釧路信用組合<br>設立認可(初代組合長　飯田要次郎) |
| 10月 | 釧路市真砂町において事業開始 |

### ● 昭　和

| | |
|---|---|
| 5年12月 | 事務所を釧路市幣舞町埋立地に新築移転 |
| 18年 4月 | 市街地信用組合法の制定により釧路信用組合と改組 |
| 19年 6月 | 営業地区に新釧路川以西鳥取町を編入 |
| 8月 | 鳥取支所を開設 |
| 21年 6月 | 営業地区に鳥取町全町を編入 |
| 25年 4月 | 弟子屈支所を開設<br>営業地区に釧路村・標茶町・弟子屈町を編入 |
| 26年10月 | 信用金庫法の制定により釧路信用金庫と改組 |
| 28年 4月 | 南支店を開設 |
| 5月 | 第2代理事長に合林亀造就任 |
| 30年 6月 | 営業地区に阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を編入 |
| 37年 7月 | 阿寒支店を開設 |
| 38年 5月 | 阿寒湖畔支店を開設 |
| 39年 5月 | 川湯出張所を開設(昭和44年10月支店に昇格) |
| 12月 | 城山支店を開設 |
| 42年11月 | 白糠支店を開設 |
| 44年 5月 | 営業地区に厚岸町・浜中町を編入 |
| 11月 | 駅前支店を開設 |
| 46年11月 | 春採支店を開設 |
| 47年 5月 | 第3代理事長に森山吾郎就任 |
| | 営業地区に帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町を編入 |
| 49年12月 | 本店を釧路市北大通8丁目2番地(現店舗)に新築移転 |
| 52年12月 | 愛国支店を開設 |
| 55年 7月 | 西港支店を開設 |
| 56年 5月 | 第4代理事長に原裕就任 |
| 8月 | 桜ヶ岡支店を開設 |
| 57年 7月 | 美原支店を開設 |
| 60年 8月 | 武佐支店を開設 |
| 62年 8月 | 関連会社「釧信ビジネス株式会社」設立 |

### ● 平　成

| | |
|---|---|
| 3年 5月 | 第5代理事長に山本壽福就任 |
| 4年11月 | 木場支店を開設<br>愛国支店を新築移転 |
| 6年11月 | 南支店を新築移転 |
| 7年 5月 | 営業地区に音更町・芽室町・中札内村・更別村を編入 |
| 9年10月 | 帯広支店を開設 |
| 13年 4月 | 昭和支店を開設 |
| 9月 | 鳥取支店の名称を共栄大通支店に変更 |
| 16年 4月 | 川湯支店を弟子屈町役場川湯支所内に移転 |
| 6月 | 初代会長に山本壽福就任<br>第6代理事長に佐藤優就任 |
| 17年 9月 | 本店リニューアル |
| 18年 5月 | 愛国支店リニューアル |
| 19年 2月 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務提携・協力に関する覚書」を締結 |
| 10月 | 美原支店リニューアル(バリアフリー店舗) |
| 21年 5月 | 日本政策金融公庫と「業務協力に関する覚書」を締結 |
| 22年 1月 | 日本政策金融公庫と「農業向け融資の証券化業務にかかる基本契約」を締結 |
| 10月 | 弟子屈支店リニューアル |
| 24年 3月 | 営業地区に本別町・士幌町・上士幌町・鹿追町・足寄町・陸別町・清水町・新得町・大樹町・広尾町を編入 |
| 6月 | 駅前支店を本店営業部に、川湯支店を弟子屈支店に統合 |
| 10月 | 帯広西支店を開設(バリアフリー店舗) |
| 11月 | 中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受ける |
| 25年 6月 | 第7代理事長に佐藤禎一就任 |
| 12月 | TKC北海道会釧路支部と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結 |
| 26年 5月 | 日本政策金融公庫と創業支援に特化した「業務提携・協力に関する覚書」を締結 |
| 27年 3月 | 「くしろ応援ファンド事業に係る提携および協力に関する基本協定」の締結 |
| 10月 | 釧路町と「包括的地域連携に関する協定」を締結 |
| 12月 | 釧路市と「釧路市と釧路信用金庫との連携および協力に関する協定」を締結 |
| 29年 3月 | 関連会社「釧信ビジネス株式会社」解散 |
| 30年 4月 | 一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと「業務提携契約」を締結 |

### ● 令　和

| | |
|---|---|
| 元年６月 | 第8代理事長に森村好幸就任<br>北海道銀行とのATM相互無料提携開始 |
| ７月 | 母店・サテライト店制度の導入(本店営業部・南支店、春採支店・桜ヶ岡支店をグループ化) |
| ２年４月 | 母店・サテライト店制度にグループ追加(城山支店・武佐支店をグループ化) |
| ５月 | 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で内閣府特命担当大臣表彰を受賞 |
| ３年３月 | 弟子屈町等と「阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリアの観光資源磨き上げ連携協定」を締結 |
| | TKC北海道会釧路支部と「中堅・中小企業等の事業再構築に係る連携支援に関する覚書」を締結 |
| 11月 | 「釧路しんきんお客さま相談室」開設<br>鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結<br>南支店が本店営業部に移転(店舗内店舗) |
| 12月 | 株式会社商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力」および　「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結 |
| ４年１月 | 武佐支店が城山支店に移転(店舗内店舗) |
| ５月 | 全国信用金庫協会が実施する第25回信用金庫社会貢献賞の「地域活性化しんきん運動・優秀賞」に「アイヌ文化のブランド化による地域活性化」が受賞 |
| ５年１月 | 東京海上日動火災保険株式会社とSDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定を締結 |
| ６月 | 「公立大学法人釧路公立大学との連携と協力に関する協定および連携協定に基づく奨学金制度に関する覚書」を締結 |
| ７月 | 株式会社商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結 |
| 12月 | 共栄大通支店を移転オープン |
| ６年４月 | 0円都市開発合同会社と「地域における空き家等の流通促進に関する連携協定」を締結 |
| ７月 | 釧路市・釧路町と三者連携の取組みで「デコ活アクション大喜利大会」アイディア部門にて環境大臣賞を受賞 |
| ７年９月 | 日本政策金融公庫釧路支店・大地みらい信用金庫および釧路信用組合と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結 |
| 11月 | 弟子屈支店を移転オープン |
| ８年４月 | 紺綬褒章を受章 |
| | 村井建設グループと「災害時における地域復興支援の連携に関する協定書」を締結 |

# 店舗一覧・地区一覧

## 充実の店舗ネットワークです。

（令和8年6月30日現在）

店舗一覧

**1 本店営業部**
〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154)23-0111

**2 南支店**
〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154)23-0111

**3 城山支店**
〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154)41-7237

**4 共栄大通支店**
〒085-0035 釧路市共栄大通4丁目1番5号
☎(0154)23-1681

**5 春採支店**
〒085-0813 釧路市春採3丁目6番8号
☎(0154)41-3312

**6 愛国支店**
〒085-0057 釧路市愛国西1丁目5番11号
☎(0154)36-2505

**7 西港支店**
〒084-0906 釧路市鳥取大通5丁目4番7号
☎(0154)52-1366

**8 桜ケ岡支店**
〒085-0805 釧路市桜ケ岡4丁目4番8号
☎(0154)91-3232

**9 美原支店**
〒085-0065 釧路市美原4丁目1番7号
☎(0154)36-4121

**10 武佐支店**
〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154)41-7237

**11 昭和支店**
〒084-0910 釧路市昭和中央3丁目3番35号
☎(0154)55-4128

**12 木場支店**
〒088-0622 釧路郡釧路町木場1丁目11番地19
☎(0154)37-9188

**13 弟子屈支店**
〒088-3214 川上郡弟子屈町高栄1丁目4番12号
☎(015)482-2168

**14 阿寒支店**
〒085-0218 釧路市阿寒町新町2丁目3番2号
☎(0154)66-3236

**15 阿寒湖畔支店**
〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番3号
☎(0154)67-2811

**16 白糠支店**
〒088-0301 白糠郡白糠町東1条南2丁目2番地25
☎(01547)2-2164

**17 帯広支店**
〒080-0018 帯広市西8条南18丁目2番6号
☎(0155)25-5516

**18 帯広西支店**
〒080-2469 帯広市西19条南2丁目28番14号
☎(0155)34-1166




### 店外ATMコーナー

- Ⓐ ぴあざフクハラ星が浦店
- Ⓑ イオン釧路店1階
- Ⓒ 本店営業部南大通出張所
- Ⓓ フクハラ武佐店
- Ⓔ イオンモール釧路昭和
- Ⓕ 釧路労災病院1階
- Ⓖ コーチャンフォー釧路店
- Ⓗ 釧路空港1階
- Ⓘ コープさっぽろ星が浦店
- Ⓙ コープさっぽろ中央店
- Ⓚ トライアル益浦店
- Ⓛ 川湯出張所



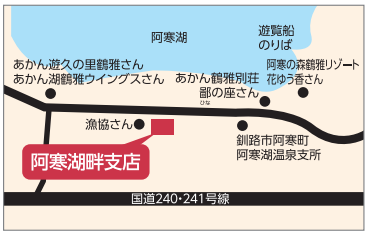




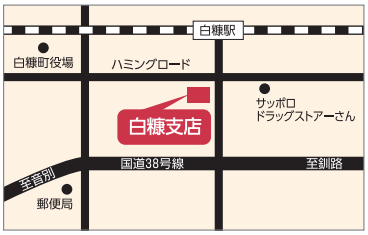
13 弟子屈支店




14 阿寒支店




15 阿寒湖畔支店




16 白糠支店

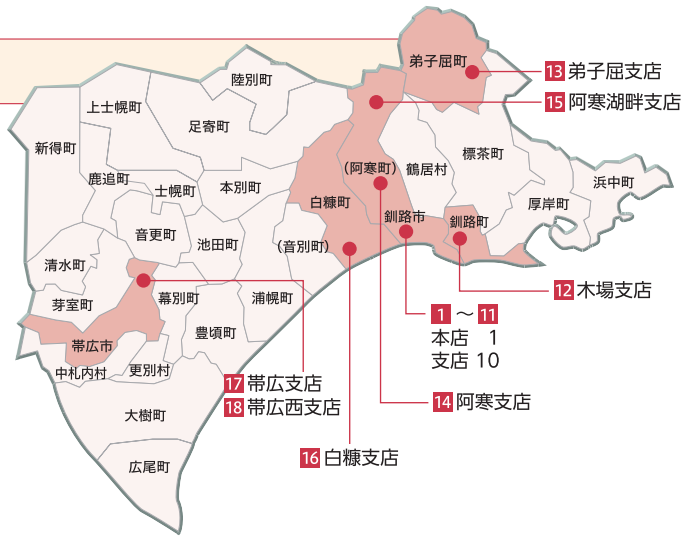



17 帯広支店




18 帯広西支店

## 地区一覧



# 組織・機構

## 役 員（令和8年6月30日現在）



理事長（代表理事） 森村 好幸



常務理事（代表理事） 佐藤 敦



常務理事（代表理事） 滝川 裕美



常勤理事 木場田 浩一郎



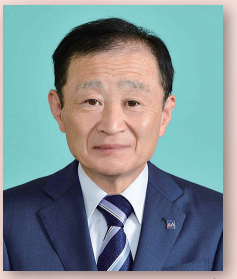
常勤理事 久保 伸二



理事（職員外理事） 曽宇 恭久 ※1



理事（職員外理事） 大西 雅之 ※1



理事（職員外理事） 村井 順一 ※1



理事（職員外理事） 三原 克也 ※1



理事（職員外理事） 梁瀬 之弘 ※1



常勤監事 小杉 潤一



監事 甲賀 伸彦



監事（員外監事） 秋里 喜久治 ※2



執行役員 大原 礼孝



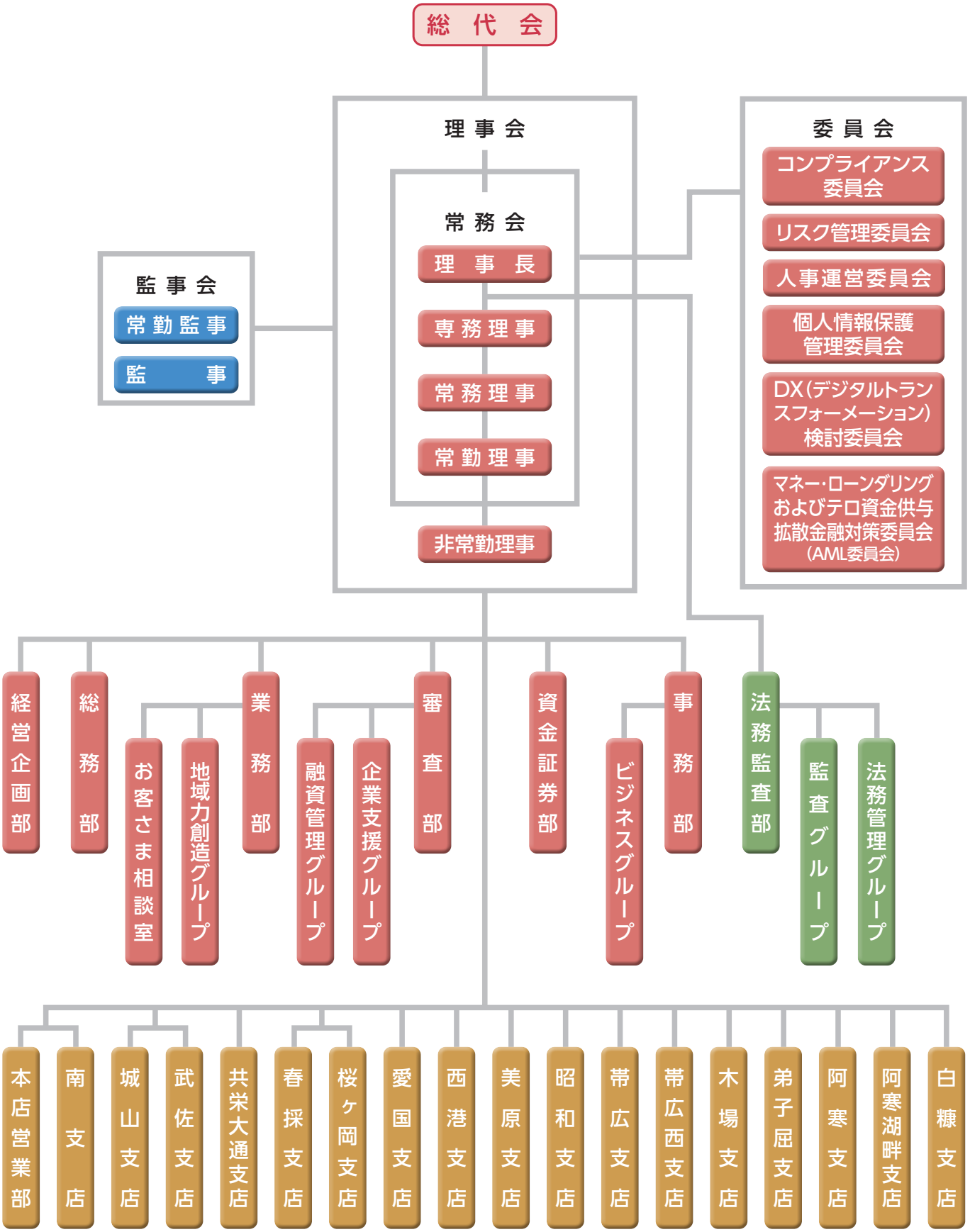
執行役員 小田嶋 康弘



執行役員 重森 康弘

※1）信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2）信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 組織図（令和8年6月30日現在）



# 総代会等に関する情報開示

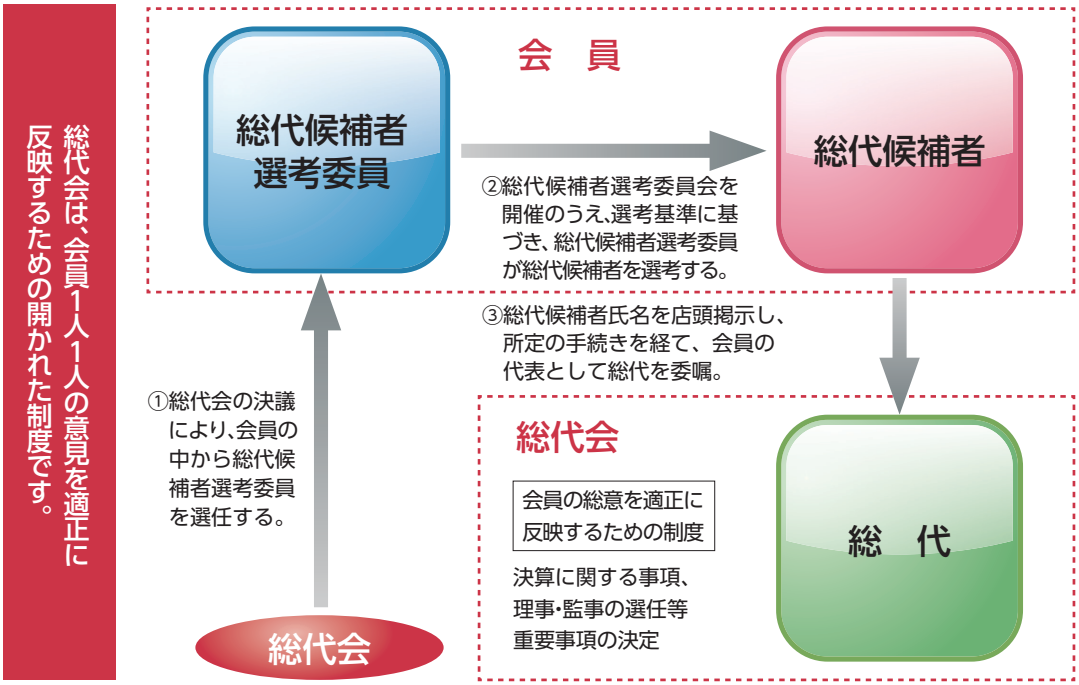
## 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、いただいたご意見・ご提言等を事業計画に反映させ、さまざまな経営改善に取組んでおります。

これからも当金庫は、会員の皆さまからのご意見・ご提言を真摯に受け止め、ますます地域に根ざし、お客さまにとって身近で信頼される金融機関になるよう努めてまいります。なお、総代の選出や総代会の運営に関するご意見・ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。




## 2. 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

・総代の定数は70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
・総代の任期は3年です。
・総代の重任は妨げないものとします。
・総代の定年は75歳とします。

ただし、任期の途中で年齢が満75歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。

なお、令和8年3月31日現在の総代数は90名で、会員数は14,950人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

**総代候補者選考基準**

●当金庫の会員であること。
●満75歳未満であること。
●総代として相応しい見識を有している人物であること。
●良識をもって正しい判断ができる人であること。
●金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
●地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。
●事業者の場合は、経営内容が良好であること。
●その他総代選考委員が適格と認めた人。

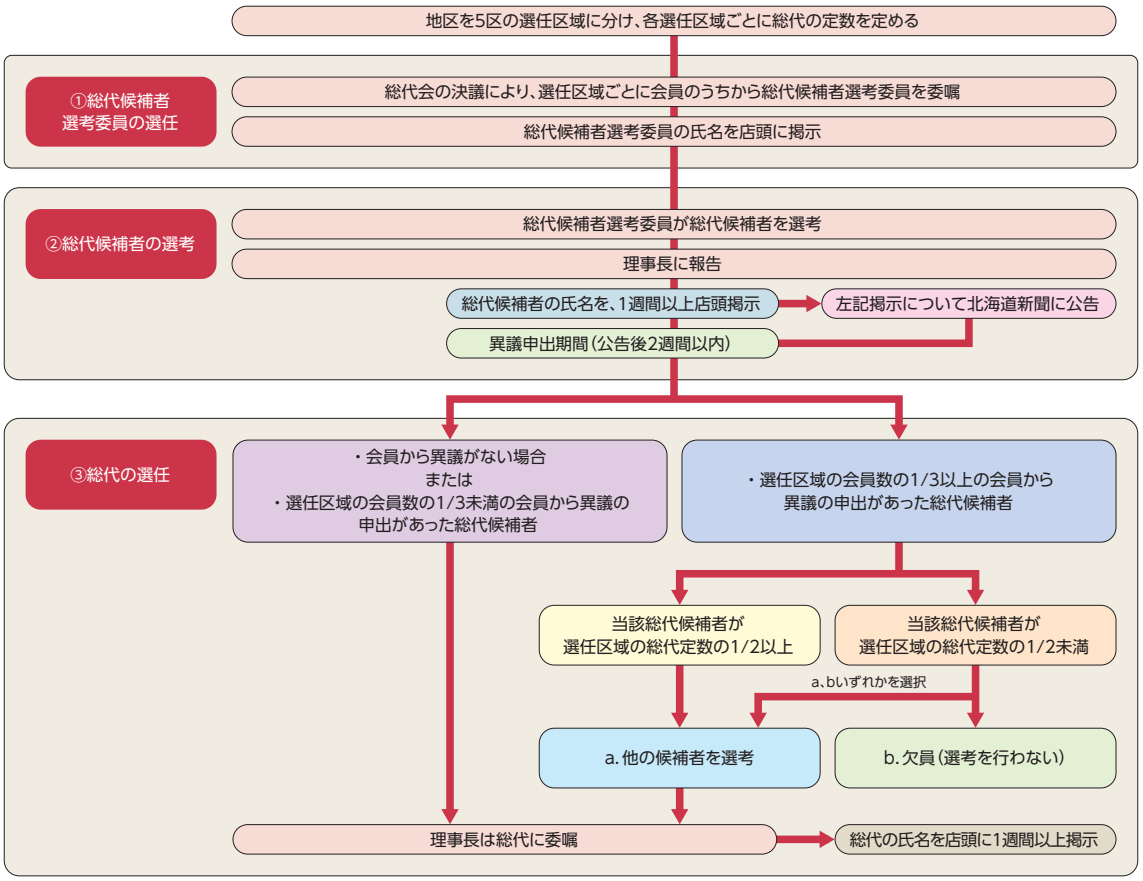
## 3. 第102期通常総代会の決議事項

令和8年6月19日開催の第102期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案通り承認されました。

報告事項　1. 第102期　業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
　　2. 第102期　事業年度監査報告の件

決議事項　議案第1号　第102期剰余金処分案承認の件
　　議案第2号　定款の一部変更の件
　　議案第3号　定款第15条に基づく会員除名の件

## 総代が選任されるまでの手続きについて




## 総代の氏名

（令和8年6月現在）敬称略、順不同。氏名後ろの丸数字は総代の就任回数です。

### 選任区域 1区

釧路市／橋南・春採地区

定数31（現総代数31）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 加納　則好⑧ | 五明　龍哉② | 松田　行央② | 菱沼　博司① |
| 中村　圭佐⑧ | 石田健太郎① | 櫻井　久也① | 高橋　孝一① |
| 佐藤　正樹⑧ | 金安　真人① | 小松　隆一⑧ | 水口　喜文③ |
| 冨内　快康④ | 島本　勇平① | 菅原　隆三⑤ | 本田　秀樹⑤ |
| 小坂田浩嗣④ | 白幡慎太郎① | 熊谷　明男② | 河野　俊一④ |
| 杉村　荘平④ | 天方　智順⑨ | 阿部　聡① | 残間　巌② |
| 土井　茂人② | 金田　毅④ | 小泉　和史③ | 濱口　憲太② |
| 佐藤　暁哉② | 小川　一知③ | 川上　光彦② | |

### 選任区域 2区

釧路市／橋北・愛国・釧路町地区

定数 20（現総代数 20）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 登坂　康弘⑦ | 玉垣　範夫⑦ | 佐々木　尚⑥ | |
| 佐渡　正幸⑥ | 遠藤　敏⑥ | 須藤　隆昭⑤ | |
| 新妻　緊市⑤ | 富樫　孝之⑤ | 竹ケ原三喜男⑤ | |
| 釧路和商（協）理事長 | 佐藤　裕司③ | 三宅　直志③ | |
| 柿田　英樹③ | 青田　博文③ | 大津　幸三② | |
| 鈴木　勢將③ | 長井　拓典② | 福田　雅嘉① | |
| 河江　正吾① | 猫塚　弘久⑦ | | |
| | 長濱　勇⑥ | | |

### 選任区域 3区

釧路市／鉄北・鳥取・大楽毛地区

定数 16（現総代数 16）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岡澤　利寿④ | 坂野　賀孝⑧ | 三輪　昌博② | |
| 青木　孝道③ | 鈴木　一浩⑤ | 宮井　一之① | |
| 佐藤　一雄② | 髙山　明博⑤ | 黒田　秀紀⑦ | |
| 横田　英喜① | 平松　雄介⑤ | 米本　富夫⑥ | |
| 丹葉　光宏① | 阪口　廣明⑧ | | |
| 阿部　信之⑨ | 土屋　憲幸③ | | |

### 選任区域 4区

弟子屈町
標茶町・厚岸町・浜中町・阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町地区

定数16（現総代数15）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 和田　正宏④ | | | |
| 加納　吉裕⑨ | | | |
| 辻谷　智之⑦ | | | |
| 小澤　慎司③ | | | |
| 宮田　歓朗③ | | | |
| 藤井宏司朗① | | | |
| 榎本竜太郎① | | | |
| 村岡　卓① | | | |
| 曽我部元親④ | | | |
| 迫田　武② | | | |
| 小林　一之⑨ | | | |
| 一財）前田一歩園財団理事長　新井田利光① | | | |
| 川村　利明⑩ | | | |
| 山根　浩③ | | | |
| 田村　博政② | | | |

### 選任区域 5区

十勝地区

定数7（現総代数7）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 宮坂　寿文⑩ | | | |
| 貴戸　政則⑥ | | | |
| 伊豆倉米郎② | | | |
| 渡部　響彦② | | | |
| 半田　秀夫④ | | | |
| 益子　裕之② | | | |
| 髙氏　英年② | | | |

### 総代の属性別構成比

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る

